

平成31年 1月15日

各位

北九州市技術監理局

総合評価落札方式の配置予定技術者を契約締結時に
配置できなくなった場合の手続きについて（お知らせ）

総合評価落札方式を適用する工事の配置予定技術者を、技術資料提出後、やむを得ない事由により、当該工事に配置できなくなった場合の手続きと、必要となる様式を新たに決めましたのでお知らせします。

1 基本事項

総合評価落札方式の技術資料に記載する配置予定技術者は、当該工事の契約締結時から配置できる技術者とし、他工事との重複は認められません。

※ なお、配置予定技術者が確定していない場合は、複数の配置予定技術者を記載することができます。

2 やむを得ず配置予定技術者を配置できなくなった場合の手続き

入札参加者は、技術資料に記載した配置予定技術者を、やむを得ない事由により当該工事に配置できなくなった場合には、事前に連絡したうえで「配置予定技術者状況届」（別添様式）を、開札日の前日までに必ず技術監理局契約部契約課にご持参ください。

この場合、当該工事の入札参加資格を失い、入札は無効となります。

3 届出を行わず落札者となった場合

技術資料に記載の配置予定技術者が当該工事に配置されないことは、技術資料で評価した内容を満足しないため、市は契約を締結しない、若しくは契約を解除することがあります。

また、この届出を行わなかったことで、市は「北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱」に基づく指名停止等の措置を講じることがあります。

4 適用年月日

平成31年2月1日以降の公告又は指名通知分から適用

書類（届出）の提出先

技術監理局 契約部 契約課

TEL：093-582-2256